

箕面市広告入り番号案内表示機設置等業務受託者募集要項

1. 趣旨

箕面市は、市民等が窓口で各種手続及び相談をする際の整理番号を表示し、音声案内をする装置（以下「番号案内表示機」という。）等が無償で設置し、併せて市の情報を市民等へ提供することにより、市民サービスの向上等を提案していただける事業者（１社）を募集します。

2. 仕様

（１）設置機器

- ①本館１階南側（証明発行、住所変更、印鑑登録、在留、住居表示、マイナンバーカード関連、戸籍届、パスポート窓口）
番号案内表示システム、モニター６台、受付番号札発行機２台、その他装置一式（仕様書参照。以下同じ）
- ②本館１階北側（医療保険・年金・介護窓口）
番号案内表示システム、モニター３台、受付番号札発行機１台、その他装置一式
- ③別館１階ロビー（市税総合窓口）
番号案内表示システム、モニター１台、受付番号札発行機１台、その他装置一式
※設置にあたっては、安全を第一に設置するとともに、機器背面をパネルで覆う等、美観を損なわないよう配慮してください。

（２）設置期間

令和７年（２０２５年）５月１日から令和１２年（２０３０年）４月３０日まで

（３）市が発信する情報表示と民間広告部分のモニターの割合

- ①本館１階南側（６台のモニター）
 - ・２台は南側番号案内、１台は北側番号案内、２台は南側交付番号案内とします。
 - ②本館１階北側（３台のモニター）
 - ・１台は北側番号案内、１台は南側番号案内とします。
 - ・①②とも市民のかたがどの座席に座っていても両方の番号表示を見ることができるようにします。
 - ・①②とも１台は、主に市が発信する情報と民間広告を表示します。
 - ③別館１階ロビー（１台のモニター）
 - ・主に市が発信する情報と民間広告を表示します。
- ※市の情報表示は基本的には最大でも３分の１程度とします。

（４）その他

別途仕様書のとおりです。

3. 注意事項

- ・広告内容については、箕面市広告審査委員会に諮って審査しますので、事前に市と協議してください。
- ・受注者は、番号案内表示機が故障したときは、速やかに復旧員を派遣し対応するものとし、対応結果を本市に報告してください。

4. 広告内容の苦情等

- ・受注者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決にあたってください。
- ・受注者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該広告主の掲載された表示及び放映を直ちに中止してください。

5. 応募資格要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ②引き続き2年以上その事業を行っていること。
- ③法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税の滞納がないこと。
- ④箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年訓令第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の手続き中でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。
- ⑦過去3年間で5以上の地方公共団体への事業実績があること。

6. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合、選定審査の対象から除外します。除外された応募者が受託候補者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消します。

- （1）参加資格を満たさないことがわかったとき。
- （2）提出書類に虚偽の記載が判明した場合。

7. 募集期間及び応募方法

- （1）募集期間：令和7年1月6日（月）～1月17日（金）午後5時

（2）応募方法

- ・郵送（令和7年1月17日（金）必着）又は持参のこと
- ・持参による場合は下記「11. 問い合わせ先及び提出先」に記載の場所に提出してください。

※受付時間 午前8時45分から午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

最終日は午後5時まで

（3）提出書類

- ①申込書（様式1） 正本1部及びコピー7部
- ②事業提案書（様式2） 正本1部及びコピー7部
- ③法人登記簿謄本（発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー7部
- ④納税証明書（5-③にかかる発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー7部
- ⑤会社概要（パンフレットなど） 7部

※提出された書類は目的外に無断で使用しません。

※提出書類は返却しません。

※申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合があります。

※提出後の追加、修正は提出期間の間に限り認めます。

※応募書類は箕面市情報公開条例に基づき行政文書の開示請求の対象となる場合があります。

※応募に関して必要となる経費は応募者の負担となります。

8. 質疑・応答

募集要項及び仕様書等に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出方法 「質問書(様式3)」により電子メールで提出してください。

(2) 提出期限 令和7年1月10日(金)午後5時

(3) 提出先 箕面市市民部市民サービス政策室

メール: nyuusatsumougou@maple.city.minoh.lg.jp

※件名は、「【質問書】広告入り番号案内表示機等業務(事業者名)」とし、メール送付後に、電話にて連絡をお願いします。

電話: 072-724-6717

(4) 回答方法 質問及び回答は、令和7年1月17日(金)までに、市ホームページに掲載します。

9. 選考方法等

- 提出された申込書及び事業提案書に対して、公正かつ適正に選考会が選考を行います。
- 評価項目は、「1. 企画・提案力 2. 実施力 3. 安全性・安定性 4. 履行体制 5. 支援体制 6. 苦情処理体制 7. 災害時の体制」とし、総合的に評価し決定します。

10. 選考結果の通知について

- 選考結果通知発送予定日 令和7年1月27日(月)
- 選考結果のみを郵送により通知します。

なお、審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立は受け付けません。

11. 問い合わせ先及び提出先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 市民部 市民サービス政策室

TEL 072-723-2121(内線)3662

(E-mail 及びFAXによる提出は受理しません。)